

物流の適正化・生産性向上に向けた清涼飲料業界の自主行動計画

2023.12.21

一般社団法人 全国清涼飲料連合会

全国清涼飲料連合会は、物流の適正化・生産性向上を図ることを目的として、「物流の適正化・生産性向上に向けた清涼飲料業界の自主行動計画」を策定する。

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項（重点項目）

■物流業務の効率化・合理化

①荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握

荷主事業者は入出荷に係る荷待ち・荷役作業等にかかる時間を把握する。

②荷待ち・荷役作業等時間2時間以内ルール

荷主事業者は、物流事業者に対し、長時間の荷待ちや、運送契約に取り決めのない荷役作業等をさせてはならない。

2時間を超過する荷待ち・荷役作業等の時間については、発着荷主ともに物流事業者と協力して、2時間以内に収まるよう時間短縮に取り組む。2時間以内となっている荷待ち・荷役作業等の時間については、発着荷主ともに目標1時間以内とし、更なる時間短縮に努める。

また荷主事業者は、物流事業者が貨物自動車運送事業法等の関係法令及び法令に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう必要な配慮をしなければならない。

③物流管理統括者の選定

物流の適正化・生産性向上の取組を事業者内において総合的に実施するため、物流業務の実施を統括管理する者（役員等）を選任する。物流管理統括者は、物流の適正化・生産性向上に向けた取組の責任者として、販売部門、調達部門等の他部門との交渉・調整を行う。

④物流の改善提案と協力

発荷主事業者・着荷主事業者の商取引契約において、物流に過度な負担をかけているものがないか確認し、改善に努める。また、取引先や物流事業者から荷待ち時間や運転者等の手作業での荷積み・荷卸しの削減、附帯業務の合理化等について要請があった場合には、真摯に協議に応じるとともに自らも積極的に提案する。特に荷待ち時間の削減や附帯業務の合理化に向けた取組みを着荷主と協議し、改善に努める。

■運送契約の適正化

⑤ 運送契約の書面化

運送契約の書面化に努める。

⑥ 荷役作業等に係る対価

運転者が行う荷役作業等の料金を支払う者を明確化し、物流事業者に対し、当該荷役作業

等に係る適正な料金については対価として支払う。

⑦運賃と料金の別建て契約

運送契約を締結する場合には、運送の対価である「運賃」と、運送以外の役務等の対価である「料金」を別建てで契約することを原則とする。

⑧燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映

物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合及び燃料費等の上昇分や高速道路料金等の実費を運賃・料金に反映することを求められた場合には協議に応じる。

■輸送・荷役作業等の安全の確保

⑨異常気象時等の運行の中止・中断等

台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行わない。また、運転者等の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重する。

2. 発荷主事業者としての取組事項

■物流業務の効率化・合理化（重点項目）

①出荷に合わせた生産・荷造り等

工場や物流事業者と連携して、出荷時のピッキング作業や積込作業を効率的に実施できるように、倉庫レイアウト含めた庫内業務の効率化を推進し、荷役時間の短縮化を進める。

②運送を考慮した出荷予定時刻の設定

物流事業者と連携して、運転者が輸配送先まで適切に休憩を取りつつ運航することが可能なスケジュールが組めるように、出荷予定時刻を設定する。

3. 着荷主事業者としての取組事項

■物流業務の効率化・合理化（重点項目）

①納品リードタイムの確保

輸送手段や準備時間の確保を目的として、発荷主事業者や物流事業者と連携して納品リードタイムの十分な確保に努める。

4. 発荷主事業者・着荷主事業者として努力する項目

発荷主事業者・着荷主事業者として努力する事項に関しては、会員企業各社の現状・計画に合わせた取組みを推進して、物流の適正化・生産性向上に継続的に取り組むこととする。

以上